

定 款

株式会社 ゲオホールディングス

定 務

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社ゲオホールディングスと称し、
英文では、GEO HOLDINGS CORPORATIONと表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式を保有することにより当該会社の事業活動の支配・管理することを目的とする。

1. 映像ソフト、音楽ソフト、ゲームソフト及び書籍の制作、販売並びにレンタル
2. 家庭用及び事務用電子機器、家庭用及び事務用電気製品、自動車、スポーツ用品、家具、絵画及び日用雑貨の販売並びにレンタル
3. 時計、宝石、貴金属、化粧品、文具、食品及び酒類の販売
4. 古物の売買並びにその受託販売
5. 前各号に関する輸出入並びに通信販売
6. 旅行業並びにスポーツ施設、宿泊施設、ゲームセンター、歌唱施設、喫茶店及び飲食店の経営
7. 不動産の売買、賃貸借、仲介、斡旋及び管理

8. 前各号に関するフランチャイズチェーンシステム展開のための加盟店の募集、経営指導、店舗の開発販売並びにこれらの店舗に帰属する営業権、什器、備品消耗品等商品の販売または賃貸
9. 広告代理店業
10. インターネットを利用した情報通信システム及び電子商取引に関する各種サービスの企画、開発、設計、管理運営に関する業務
11. 情報通信・インターネット関連事業への投資並びにこれら企業の合併、提携、並びに営業権、有価証券の譲渡に関するコンサルティング、仲介、斡旋に関する業務
12. コンピュータソフトウェアの企画、開発、販売及び受託業務並びに輸出入
13. コンピュータソフトウェア及びハードウェア及びその周辺機器の企画、開発、販売並びに輸出入
14. キャラクターグッズに関する企画、デザイン
15. 有価証券の売買、金銭の貸付、債務の保証、クレジットカード業及び代金前払方式の磁気カードの発行及び販売
16. コンピュータによる情報処理事業及び情報提供サービス業
17. 衣料品、服飾雑貨、かばん及び靴の企画、製造、販売及び輸出入
18. 有線放送事業及びテレビ、ラジオ番組の企画、制作
19. 労働者派遣事業
20. 茶類、清涼飲料水等の製造、販売及び輸出入
21. 動産、自動車及び電話加入権のリース、レンタル及びその仲介業
22. 損害保険代理業並びに生命保険の募集に関する業務
23. 金融商品仲介業
24. 倉庫業
25. 前各号に附帯または関連する一切の事業

(2) 当会社は、前項各号に定める事業及びこれに附帯または関連する事業を営むことができる。

(本店所在地)

第3条 当会社は、本店を愛知県名古屋市に置く。

(機関)

- 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会
 2. 監査等委員会
 3. 会計監査人

(公告の方法)

- 第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式の総数)

- 第6条 当会社の発行可能株式総数は、200,000,000株とする。

(単元株式数)

- 第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己の株式の取得)

- 第9条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

- 第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

(2) 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(株式取扱規程)

- 第11条 当会社の株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または本定款に定めるものほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

- 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

- 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

- 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

(2) 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

- 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提

供措置をとるものとする。

- (2) 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- (2) 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を使用することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を使用することができる。

- (2) 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役は、20名以内とする。

- (2) 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

- (2) 取締役の選任決議は、議決権を使用することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(3) 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(4) 監査等委員である取締役の補欠者の予選の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(2) 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(3) 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

(2) 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

(2) 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(2) 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(2) 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(2) 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第31条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第32条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(2) 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(報酬等)

第33条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第34条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当の基準日)

第35条 当会社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第36条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則

第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第36期定時株主総会終結前の行為に関する任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

以上

最終改訂日 2024年6月27日